

「バンクイック」ローン規定および個人情報の取り扱いに関する同意書変更のお知らせ

平成 25 年 3 月 25 日（月）より、カードローン「バンクイック」ローン規定および、個人情報の取り扱いに関する同意書を下表のとおり変更いたしますのでお知らせします。

1. 「バンクイック」ローン規定

変更前	変更後
<p>第 1 条（借主と契約の成立）</p> <p>1. 借主とは、三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定（以下「ローン規定」という。）および三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」カード規定（以下「カード規定」という。）を承認のうえ(以下ローン規定とカード規定をあわせて「本規定」という。)、アコム株式会社（以下「保証会社」という。）を連帯保証人として、株式会社三菱東京 UFJ 銀行（以下「当行」という。）に<u>所定の申込書</u>により三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」の契約（以下「基本契約」という。）の申し込みをし、当行が審査のうえ申し込みを認めた方をいいます。</p> <p>(2.略)</p>	<p>第 1 条（借主と契約の成立）</p> <p>1. 借主とは、三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定（以下「ローン規定」という。）および三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」カード規定（以下「カード規定」という。）を承認のうえ(以下ローン規定とカード規定をあわせて「本規定」という。)、アコム株式会社（以下「保証会社」という。）を連帯保証人として、株式会社三菱東京 UFJ 銀行（以下「当行」という。）に<u>所定の申込方法</u>により三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」の契約（以下「基本契約」という。）の申し込みをし、当行が審査のうえ申し込みを認めた方をいいます。</p> <p>(2.略)</p>
<p>第 7 条（返済方法）</p> <p>この取引の返済は以下の方法によるものとします。</p> <p>((1) ~ (2) 略)</p> <p>((3) -①略)</p> <p>② 各約定返済日時点で返済用預金口座の残高が各約定返済日の約定返済額に満たない場合には、当行は約定返済額の一部の返済にあてる取り扱いはせず、返済用預金口座からの払い戻しは行わないものとします。なお、約定返済日の翌日以降、<u>約定返済相当額</u>が返済用預金口座に入金されても、当該約定返済日にかかる約定返済に関しては、返済用預金口座からの払い戻しによる自動支払いはできないものとします。</p>	<p>第 7 条（返済方法）</p> <p>この取引の返済は以下の方法によるものとします。</p> <p>((1) ~ (2) 略)</p> <p>((3) -①略)</p> <p>② 各約定返済日時点で返済用預金口座の残高が各約定返済日の約定返済額に満たない場合には、当行は約定返済額の一部の返済にあてる取り扱いはせず、返済用預金口座からの払い戻しは行わないものとします。なお、約定返済日の翌日以降、<u>約定返済額</u>が返済用預金口座に入金されても、当該約定返済日にかかる約定返済に関しては、返済用預金口座からの払い戻しによる自動支払いはできないものとします。</p>

第8条（返済期日）

(1.略)

(1) 35日ごとの返済

新規に借り入れた場合（借入時点においてこの取引の貸越元利金等がない場合。貸越元利金等が1千円未満で第3項により返済期日が定められていない場合の追加借入を含む。）の返済期日は、借入日の翌日から起算して35日目とします。2回目以降の返済期日は、直前に約定返済金の支払いをした日の翌日から起算して35日目とします。また、追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。

((2) 略)

(2.～3.略)

第8条（返済期日）

(1.略)

(1) 35日ごとの返済

新規に借り入れた場合（借入時点においてこの取引の貸越元利金等がない場合。貸越元利金等が1千円未満で第3項により返済期日が定められていない場合の追加借入を含む。）の返済期日は、借入日の翌日から起算して35日目とします。2回目以降の返済期日は、直前に約定返済額の支払いをした日の翌日から起算して35日目とします。また、追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。

((2) 略)

(2.～3.略)

第9条（約定返済額）

(1.略)

(1) 第6条に基づく貸越利率が15.0%以上の借主の約定返済額

① 借入金額が3千円以上の場合

借入金額	約定返済額
3千円以上 10万円以下	3千円
10万円超 20万円以下	6千円
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに3千円を追加 <u>(20万円超30万円以下の場合9千円、30万円超40万円以下の場合1万2千円、・・・)</u>

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

第9条（約定返済額）

(1.略)

(1) 第6条に基づく貸越利率が15.0%以上の借主の約定返済額

① 削除

借入金額	約定返済額
<u>3千円未満</u>	<u>貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が3千円を超える場合は3千円。また、第7条(1)号に定める預入払出機を利用し約定返済を行なう場合は、約定返済額の1千円単位未満を切り捨て1千円単位(2千円超3千円未満の場合2千円、1千円超2千円未満の場合1千円)で返済した場合も約定返済があったものとして取り扱います。</u>
3千円以上 10万円以下	3千円
10万円超 20万円以下	6千円
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに3千円を追加 <u>(例：20万円超30万円以下の場合9千円、30万円超40万円以下の場合1万2千円)</u>

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

② 借入金額が3千円未満の場合

貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が3千円を超える場合は3千円。

(2) 第6条に基づく貸越利率が15.0%未満の借主の約定返済額

① 借入金額が2千円以上の場合

借入金額	約定返済額
<u>2千円以上</u> <u>10万円以下</u>	<u>2千円</u>
<u>10万円超</u> <u>20万円以下</u>	<u>4千円</u>
<u>20万円超の場合</u>	<u>借入金額が10万円増すごとに2千円を追加(20万円超30万円以下の場合6千円、30万円超40万円以下の場合8千円、・・・)</u>

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

② 削除

(2) 第6条に基づく貸越利率が15.0%未満の借主の約定返済額

① 平成25年3月25日以降に基本契約を締結し、利用限度額が200万円超で、かつ第6条に基づく貸越利率が8.1%以下の借主の場合。なお、平成25年3月25日より前に基本契約を締結し、利用限度額が200万円超で、かつ第6条に基づく貸越利率が8.1%以下の借主であって、当行が約定返済額の変更を審査のうえ認めた場合も同様とする。

借入金額	約定返済額
<u>1千円未満</u>	<u>貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が1千円を超える場合は1千円。</u>
<u>1千円以上</u> <u>10万円以下</u>	<u>1千円</u>
<u>10万円超</u> <u>20万円以下</u>	<u>2千円</u>
<u>20万円超の場合</u>	<u>借入金額が10万円増すごとに1千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合3千円、30万円超40万円以下の場合4千円)</u>

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

② 借入金額が2千円未満の場合

貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が2千円を超える場合は2千円。

(3) (1)号②または(2)号②にかかわらず、第7条(1)号に定めるところにより預入払出機を利用し約定返済を行なう場合は、(1)号②または(2)号②に定める約定返済額の1千円単位未満を切り捨て1千円単位(2千円超3千円未満の場合2千円、1千円超2千円未満の場合1千円)で返済した場合も約定返済があったものとして取り扱います。

(2.略)

3. 第2項にかかわらず、第7条(2)号の振込返済により第1項に定める約定返済額未満の振込がされた場合は、当該振込金を返済金として取り扱うこととします。ただし、この場合には、従前の約定返済額および返済期日の変更は行われません。
4. 約定返済の全部または一部を延滞したときは、第1項の返済金額に遅延損害金を加えた額を約定返済額とします。

② (2)号①に該当しない借主の場合

借入金額	約定返済額
<u>2千円未満</u>	<u>貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が2千円を超える場合は2千円。また、第7条(1)号に定める預入払出機を利用し約定返済を行なう場合で、貸越元利金等全額が1千円超2千円未満の場合は、1千円で返済した場合も約定返済があったものとして取り扱います。</u>
<u>2千円以上 10万円以下</u>	<u>2千円</u>
<u>10万円超 20万円以下</u>	<u>4千円</u>
<u>20万円超の場合</u>	<u>借入金額が10万円増すごとに2千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合6千円、30万円超40万円以下の場合8千円)</u>

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

(3) 削除

(2.略)

3. 第2項にかかわらず、第7条(2)号の振込返済により第1項に定める約定返済額未満の振込がされた場合は、当該振込金を返済金として取り扱うこととします。ただし、この場合には、従前の約定返済額および返済期日の変更は行いません。
4. 約定返済の全部または一部を延滞したときは、第1項に定める約定返済額に遅延損害金を加えた額を返済金額とします。

<p>第17条（届出事項の変更） （1.～2.略）</p>	<p>第17条（届出事項の変更） （1.～2.略） 3. <u>基本契約の申し込みを受け付ける場合には、法令の定めにしたがい、本人確認等を行います。この確認事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。</u></p>
-----------------------------------	--

2. 「バンクイック」個人情報の取り扱いに関する同意書

変更前	変更後
<p>第2条（個人情報の銀行と保証会社との相互提供） （1.略） 2. 銀行より保証会社へ提供される情報 （1）氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに付属書類等本申し込みにあたり<u>提出する書類に記載の全ての情報</u>ならびに口頭で告知する情報 （2）～（5）略</p>	<p>第2条（個人情報の銀行と保証会社との相互提供） （1.略） 2. 銀行より保証会社へ提供される情報 （1）氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに付属書類等本申し込みにあたり<u>提出する書類、入力データや画面に掲載の全ての情報</u>ならびに口頭で告知する情報 （2）～（5）略</p>

以上